

平成23年6月24日

担当課	未来環境推進課
内線番号	2512
直通番号	095-895-2512
担当者	赤木、川良

長崎県庁節電実行計画

平成23年6月

長崎県

1. 計画の目的

東日本大震災に伴い、本県においても電力供給不足の懸念が生じており、今後、突発的な大規模停電といった深刻な事態を回避するため、県民総ぐるみによる節電の取組が求められる。このため、県としても従来の県庁エコオフィスプラン等に基づく節電の取組を強化した「長崎県庁節電実行計画」を策定し、職員が一体となって取り組むものとする

今回の7～9月の取組においては、昨年度同月比で10%程度の節電効果に繋がると見込まれる。

2. 節電に対する具体的取組

【今回、強化した主な取組】

(1) オフィス活動

項目	内容
空調に係る節電	・全体空調の冷房稼働時間を1時間30分短縮 (8:45～19:00を9:00～17:45に)
	・個別空調機の冷房稼働時間を全体空調の稼働時間と同様とする。 (9:00～17:45稼働、庁内入居団体等への協力要請)
照明に係る節電	・18:00に一斉消灯 (使う人は再度点灯)
	・執務に必要な照度を確保した上で、原則、執務室や会議室の照明を1/3削減
	・安全性を確保した上で、原則、廊下の全消灯 (階段、窓のない廊下及び夜間を除く。)
OA機器、その他機器に係る節電	・プリンタ、コピー機の稼働台数を大幅に削減
	・電気ポット、コーヒーマーカー、電子レンジ等は、原則、使用禁止
	・執務室で使用する冷蔵庫の数を大幅に削減
	・パソコンのディスプレイの照度調節等の設定変更、スリープモード等の活用
共用部分による節電	・エレベーターは、原則、職員は使用禁止 (体調がわるい場合、荷物を運搬する場合、昇りの6階以上等を除く。)
勤務体系の見直しによる節電	・スーパーノー残業デーを、原則、週2回実施 (毎週水・金曜日) ・サマータイムの検討

それ以外の取組

(1) オフィス活動

項 目	内 容
空調に係る節電	・クールビズやスーパークールビズを励行し、冷房を28℃に設定
	・冷房効率化のために出入口ドアを閉め、吹き出し口の上に物を置かない。
	・出口のファンコイルの設定をこまめにする。
照明に係る節電	・時間外勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
	・年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進（お盆時期の長期休暇等）
	・土、日、祝日の完全閉庁の徹底
	・昼休み時、トイレの未使用時の消灯
	・昼休みのテレビは、ニュースだけにする。
OA機器、その他機器に係る節電	・長時間席を離れる時や昼休み時は、パソコン等の電源を切る。
	・退庁時は電力使用機器の主電源を切り、支障のないコンセントを抜く。
共用部分による節電	・暖房便座の停止
	・自動販売機の消灯の協力要請
	・入居団体への節電の協力要請
電気使用状況の職員への周知	・本館・第1別館における使用電力量を庁内放送するなど職員への周知の徹底
	・各月の使用電力をメールなどにより職員に周知。又、デマンド監視装置の設置の推進

(2) 業務活動：業務上支障のない範囲で削減に努める。

(長崎こども・女性・障害者支援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センターの一時保護施設、こども医療福祉センター、開成学園、清和寮を除く。)

項 目	内 容
業務用電気機器	<p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用時間を削減できる機器については、削減に努める。 ・ 機器の連続使用による効率化 ・ 冷蔵庫、冷凍庫の設定温度を最大限上げる。 <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫 保存している食品等の管理に注意しながら設定を弱にする。 冷凍庫 法律等で定められた保存温度等があればその最大値、それ以外は品質管理上、問題のない範囲で最大値 ・ 空調機器の設定温度及び運転時間を今以上に管理 <ul style="list-style-type: none"> 設定温度 夏季 28℃に設定 運転時間 通常勤務時間以外の運転の厳禁 ・ 測定機器、検査機器等は最小限で使用する。
その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他各機関での固有の機器での節電対策は、機関毎に対応する。
公共施設の具体的例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路照明 <p>安全上支障のない範囲で、削減に努める。</p>
指定管理者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上支障のない範囲で削減に努めるよう協力要請する。

(3) 借上げ庁舎、区分所有庁舎の取扱い

借上げ庁舎、区分使用庁舎における節電に関しては、各施設等に存する管理組合等が示す削減計画等に基づき節電を行う。なお、各施設において節電計画等が策定されない場合は県本庁舎の例に倣い節電するものとする。

(4) 実施状況の確認

- ・ EMS推進員は、EMSのチェックシートを活用し、上記の取組状況の確認を徹底する。
- ・ EMS推進員は、毎月の取組状況の結果を整理し、所属の職員にフィードバックする。
- ・ オフィス活動の実施状況をさらに徹底させるために、本庁及び地方機関に節電見回り隊を設置する。